

提出期限

年金分割の請求は、原則、次に掲げる日の翌日から起算して2年を経過した場合には行うことができません。

- (1) 離婚が成立した日
 - (2) 婚姻が取り消された日
 - (3) 事実婚関係が解消したと認められる日（事実婚関係から引き続く法律婚期間を有する場合を除く。）
- ただし、裁判手続により按分割合が定められたときに、既に2年を経過していた場合等については、請求期限の特例があります。
- また、既に離婚等が成立し、相手方が死亡した日から起算して1か月を経過すると請求することができなくなります。

請求書に添えなければならない書類

- ①欄（1）に記入した個人番号または基礎年金番号を確認できる以下の書類
 - ・個人番号を記入したとき
マイナンバーカードを提示してください。お持ちでない場合は、以下の①および②を提示してください。※1
 - ①個人番号が確認できる書類：個人番号の表示がある住民票の写し、通知カード（氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る。）
 - ②身元（実存）確認書類：運転免許証、旅券、身体障害者手帳、療育手帳、在留カードなど※2
 - ・基礎年金番号を記入したとき
基礎年金番号通知書または基礎年金番号を明らかにすることができる書類を提示してください。※3
- ※1 郵送で提出する場合は、マイナンバーカードの表・裏両面、または①および②のコピーを添付してください。
- ※2 上記以外の②身元（実存）確認書類については、最寄りの年金事務所へお問い合わせください。
- ※3 郵送で提出する場合は、コピーを添付してください。
2. 当事者双方の身分関係（婚姻期間等）を明らかにできる以下の書類のうちいずれかひとつ
 - ・戸籍の謄本
 - ・当事者それぞれの戸籍の抄本
 - ・戸籍の全部事項証明書または当事者それぞれの戸籍の個人事項証明書（住民票の写しにより代えることはできません。）
- ※ 請求日から6か月以内に交付されたものを提出してください。また、事実婚関係にあった期間を有する方は、これらに加え、事実婚関係を明らかにする書類が必要となりますので、詳細については年金事務所にお問い合わせください。
3. 請求日前1か月以内に作成された当事者（3号分割のみの請求の場合は、配偶者であった方）の生存を証明することができる書類（請求書に個人番号を記入することで省略できます（海外居住者等を除く）。また、2の書類で確認できる場合は必要ありません。）
4. 当事者の一方が死亡した場合（3号分割のみの請求の場合は、配偶者であった方が死亡した場合）は、死亡者の死亡の事実および死亡年月日を証明することができる書類（2の書類で確認できる場合は必要ありません。）
5. 按分割合が記載されている以下の書類のうちいずれかひとつ（3号分割のみの請求の場合は不要です。）
 - ① 当事者間の話し合いにより、按分割合について合意したとき
 - ・公正証書の謄本もしくは抄録謄本、または公証人の認証を受けた私署証書
 - ・当事者双方が標準報酬改定請求をすることおよび請求すべき按分割合について合意している旨が記載され、かつ、当事者自らが署名した書類（当事者双方（それぞれ代理人可）が年金事務所に直接書類等を持参して請求する場合に限る。）
 - ② 裁判所における手続により、按分割合について定めたとき
審判（判決）の場合…審判（判決）書の謄本または抄本および確定証明書 / 調停（和解）の場合…調停（和解）調書の謄本または抄本
- ※ 当事者の状況や請求方法（当事者等が書類を持参して請求する場合）によって添付書類が異なる場合があります。
- ※ 添付書類の詳細については年金事務所にお問い合わせください。

その他

1. 請求書は、原則として、請求者の住所地を管轄する年金事務所へ提出してください。
2. お問い合わせについては、全国の年金事務所および年金相談センターで承っております。
3. 年金事務所の所在地および電話番号は、日本年金機構ホームページに掲載しています。
4. 上記のほか、各共済組合等へ提出可能です。
5. 日本年金機構のホームページに年金分割の制度について掲載しています。
<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/bunkatsu.html>

職員記入欄（以下は記入する必要はありません。）

届書コード			処分区分			届書	◆標準報酬改定通知書発行													
7	8	2	2																	
請求者	①基礎年金番号					②生年月日					明・大・昭 平・令	年	月	日	送信	③選択項番		送信		
	④発行指示					⑤送付先氏名					(フリガナ)					(氏)(名)				
	⑥送付先郵便番号					⑦送付先住所					(フリガナ)									
	住所コード					市区町村										送信				
	◆																			

配偶者であった方	①基礎年金番号					②生年月日					明・大・昭 平・令	年	月	日	送信	③選択項番		送信		
	④発行指示					⑤送付先氏名					(フリガナ)					(氏)(名)				
	⑥送付先郵便番号					⑦送付先住所					(フリガナ)									
	住所コード					市区町村										送信				
	◆																			

受付登録コード				
1	7	8	2	1

届書コード		処理区分	
7	8	2	1

標準報酬改定請求書
（離婚時の年金分割の請求書）

二次元コード貼付

◆ 請求する年金分割の種類について、該当する数字を丸で囲んでください。

1. 合意分割		2. 3号分割のみ	
---------	--	-----------	--

合意分割…当事者の合意または裁判手続により按分割合を定め、当事者の一方からの請求により、当事者間で厚生年金の標準報酬を分割するものです。
3号分割…国民年金の第3号被保険者であった方の請求により、平成20年4月1日以後の相手方の標準報酬を2分の1ずつ、当事者間で分割するものです。

◆ 太枠 の中に必要事項をご記入ください。（2ページ目以降もご記入ください。）

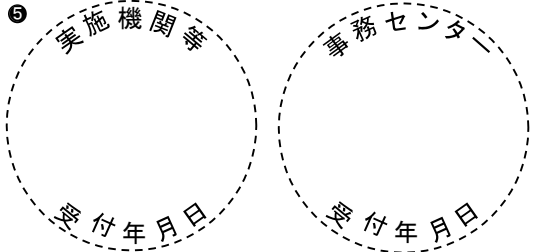
① 基本情報		請求者										配偶者であった方 *当事者一方のみによる請求の場合においてもご記入ください。									
	(1) 個人番号 ※1 [または基礎年金番号]	①										③									
	(2) 生年月日	②										④									
	(3) 氏名	(フリガナ) (氏) (旧姓)										(フリガナ) (氏) (旧姓)									
	(4) 住所	郵便番号										郵便番号									
	(5) 電話番号	—										—									
改定者区分 (職員記入欄)		⑥ 1. 第一号改定者 2. 第二号改定者										⑧ 1. 第一号改定者 2. 第二号改定者									

※1 基礎年金番号（10桁）で届出する場合は左詰めでご記入ください。

② 婚姻期間等	(1) 法律婚期間 [事実婚期間のみの場合は記入不要です。]	婚姻した日		⑩ 昭和・平成・令和		年	月	日				
		離婚した日または婚姻が取り消された日		⑪ 令和		年	月	日				
	(2) 事実婚期間 [婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（事実婚関係）にある期間]	事実婚期間の有無 (右欄の該当する数字を丸で囲んでください。)		1. 事実婚期間を有しない。⇒ ③欄（裏面）へ進む 2. 事実婚期間のみを有する。⇒ ア・イ・ウを記入する 3. 事実婚期間と事実婚期間から引き続く法律婚期間を有する。⇒ ア・ウを記入する								
		ア 事実婚第3号被保険者期間の初日		⑩ 昭和・平成・令和		年	月	日				
		イ 事実婚関係が解消したと認められる日		⑪ 令和		年	月	日				
	ウ 事実婚第3号被保険者期間 ※2		昭和 平成 令和	年	月	日	から	昭和 平成 令和	年	月	日	まで

※2 事実婚第3号被保険者期間は、事実婚期間にある間に、一方が他方の被扶養配偶者として第3号被保険者であった期間です。
記入欄には該当するすべての期間をご記入ください。記入欄が足りない場合は、⑦欄、⑧欄の「備考」欄にご記入ください。

年金事務所 決裁欄		
決裁	二次	一次



- ◆ 第一号改定者（合意分割における分割される者）または特定被保険者（3号分割における分割される者）が対象です。ポータビリティ制度の利用により基金間における年金資産の移換を行った場合には、移換先の基金名をご記入ください。

	請求者	配偶者であった方 ＊当事者一方のみによる請求の場合は、わかる範囲でご記入ください。
③ ポータビリティ制度	厚生年金基金のポータビリティ制度の利用有無 〔数字を丸で囲んでください〕	
	⑦ 〇 利用していない。 ① 利用している。（厚生年金基金名： ）	⑨ 〇 利用していない。 ① 利用している。（厚生年金基金名： ）

○ 厚生年金基金のポータビリティ制度

厚生年金基金におけるポータビリティとは、「会社を変った場合でも、それまで積み立てていた年金の原資を持ち運べること」です。具体的には、転職先企業の制度の規約と本人同意を要件に、転職先の企業年金に積立金を移換し、元会社での勤続年数を通算できる制度です。

離婚時の厚生年金の分割制度においては、第一号改定者（合意分割における分割される者）または特定被保険者（３号分割における分割される者）について厚生年金基金に加入していた期間の標準報酬が分割された場合、現価相当額を政府は厚生年金基金から徴収します。本欄はその徴収先の厚生年金基金を把握するためにご記入いただくものです。

- ◆ 標準報酬改定請求をする場合は、必ずご記入ください。

④ 請求の意思確認	請求者		配偶者であった方 * 当事者一方のみによる請求の場合、配偶者欄の記入は不要です。			
	☐ 厚生年金保険法第78条の2または第78条の14の規定に基づき標準報酬改定請求を行います。		☐ 厚生年金保険法第78条の2または第78条の14の規定に基づき標準報酬改定請求を行います。			
(2) 死亡年月日 配偶者であった方が既に死亡している場合	配偶者であった方の死亡年月日	令和	年	月	日	

- ◆ 合意分割（3号分割の同時請求を含む）を請求する場合は、以下の⑤欄、⑥欄をご記入ください。
3号分割のみを請求する場合は、⑤欄、⑥欄の記入は不要です。

⑤ 按分割合 ※³

※3 当事者間の協議により合意した按分割合または裁判手続により定めた按分割合をご記入ください。（小数点以下五位未満は四捨五入）

- ◆ 標準報酬改定請求を行おうとする期間について、当事者以外の方に扶養され、第3号被保険者となっていた期間（または当事者以外の方を扶養し、第3号被保険者としていた期間）についてご記入ください。

⑥ 対象期間等に含めない期間		請求者				配偶者であった方			
						* 当事者一方のみによる請求の場合は、わかる範囲でご記入ください。			
(1) 当事者以外の方との第3号被保険者期間 右欄の該当する数字を丸で囲んでください。		1. 該当する期間はない。 2. 該当する期間がある。⇒ (2) 欄を記入する				1. 該当する期間はない。 2. 該当する期間がある。⇒ (2) 欄を記入する			
(2) 当事者以外の方の氏名等 当事者以外の方との第3号被保険者期間がある場合は、該当する数字を丸で囲み、当事者以外の方の氏名等をご記入ください。		1. 当事者以外に扶養された第3号被保険者期間がある 2. 当事者以外の方が自身に扶養された第3号被保険者期間がある				1. 当事者以外に扶養された第3号被保険者期間がある 2. 当事者以外の方が自身に扶養された第3号被保険者期間がある			
		(フリガナ)				(フリガナ)			
		(氏)		(名)		(氏)		(名)	
		(生年月日)				(生年月日)			
		大正・昭和・平成				大正・昭和・平成			
		(基礎年金番号)				(基礎年金番号)			

職員記入欄（以下は記入する必要はありません。）

⑫	按分割合		:	:	%	⑬	共済組合 コード1		:	:		⑭	共済組合 コード2		:	:		⑮	共済組合 コード3		:	:	
---	------	--	---	---	---	---	--------------	--	---	---	--	---	--------------	--	---	---	--	---	--------------	--	---	---	--

対象期間	22 (自)	昭和 平令 令和		年		月		日	(至)	昭和 平令 令和		年		月		日
	23 (自)	昭和 平令 令和		年		月		日	(至)	昭和 平令 令和		年		月		日
	24 (自)	昭和 平令 令和		年		月		日	(至)	昭和 平令 令和		年		月		日
	25 (自)	昭和 平令 令和		年		月		日	(至)	昭和 平令 令和		年		月		日

[illegible][illegible]

※4 駐留軍の施設関係に勤めていたことがある方は、「事業所名称」欄に部隊名、施設名および職種をできるかぎりご記入ください。

※5 本請求書を提出する日において、厚生年金保険の被保険者である状態が続いている場合には、「勤務期間」欄の(至)に「継続中」とご記入ください。

※6 記入欄が足りない場合には、「備考」欄にご記入ください。

職員記入欄（以下は記入する必要はありません。）

特定期間	(自)	昭和 平成 令和		年		月		日	(至)	昭和 平成 令和		年		月		日
	(自)	昭和 平成 令和		年		月		日	(至)	昭和 平成 令和		年		月		日
	(自)	昭和 平成 令和		年		月		日	(至)	昭和 平成 令和		年		月		日
	(自)	昭和 平成 令和		年		月		日	(至)	昭和 平成 令和		年		月		日
	(自)	昭和 平成 令和		年		月		日	(至)	昭和 平成 令和		年		月		日

5. 按分割合が記載されている以下の書類のうちいずれかひとつ（3号分割のみの請求の場合は不要です。）

- ① 当事者間の話し合いにより、按分割合について合意したとき
公正証書の謄本もしくは抄録謄本、または公証人の認証を受けた私署証書（注1）
- ② 裁判所における手続により、按分割合について定めたとき（注2）（注3）
 - ア 審判（判決）の場合…審判（判決）書の謄本または抄本および確定証明書
 - イ 調停（和解）の場合…調停（和解）調書の謄本または抄本

（注1）①については、按分割合のほか、分割改定の請求についての当事者間の合意が記載されていることが必要です。

（注2）②のうち、審判書または調停（和解）調書の謄本または抄本を添付する場合に、審判または調停の申立てをした日を証する書類（裁判所が発行する証明書）が必要となる場合があります。

（注3）家庭裁判所で住所または氏名の秘匿決定を受けた場合には、秘匿事項届出書面謄本および秘匿決定謄本が आवश्यकとなります。

6. 年金事務所に直接書類等を持参して請求を行う場合は、上記の5に代えて以下の書類等を持参することにより請求ができます。（当事者双方、当事者一方と当事者他方の代理人または当事者双方のそれぞれの代理人、いずれの組合せでも来所することが可能ですが、必ず2人で来所していただくことが必要です。）

① 当事者双方が標準報酬改定請求をすることおよび請求すべき按分割合について合意している旨が記載され、かつ、当事者自らが署名した書類

② 持参する方に応じて必要となる書類

ア 当事者が年金事務所の窓口に来所する場合

- ・当事者の運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降に交付されたものに限る）、旅券（令和2年2月4日より前に発行された所持人記入欄のあるものに限る）、マイナンバーカードまたは当事者の印鑑およびその印鑑に係る印鑑登録証明書

イ 当事者の代理人が年金事務所の窓口に来所する場合

- ・当事者の記名および押印がある委任状（押印した印鑑に係る印鑑登録証明書の添付が必要です。）
- ・代理人の運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降に交付されたものに限る）、旅券（令和2年2月4日より前に発行された所持人記入欄のあるものに限る）、マイナンバーカードまたは代理人の印鑑およびその印鑑に係る印鑑登録証明書

※ ①の書類の様式および委任状の様式は年金事務所に備えつけてあります。

添付書類の取扱いについて

○ 添付書類は、原本を添付してください。（「コピー可」と記載されているものは除く。）

○ 戸籍謄本、住民票等（年金請求等に用いることを目的として交付されたものを除きます。）の原本については、原本を提出したお客様から原本返却のお申出があった場合、職員がそのコピーをとらせていただいたうえで、お返しいたします。（第三者証明、診断書等、原本返却できない書類もあります。）

その他

- 1. 請求書は、原則として、請求者の住所地を管轄する年金事務所へ提出してください。
- 2. お問い合わせについては、全国の年金事務所および年金相談センターで承っております。
- 3. 年金事務所の所在地および電話番号は、日本年金機構ホームページに掲載しています。
- 4. 上記のほか、各共済組合等へ提出可能です。
- 5. 日本年金機構のホームページに年金分割の制度について掲載しています。
<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/bunkatsu.html>

離婚時の年金分割



【二次元コード】

別紙

標準報酬改定請求書（離婚時の年金分割の請求書）の記入方法等について

年金分割請求の留意事項

年金分割の請求は、原則、次に掲げる日の翌日から起算して2年を経過した場合には行うことができません。

- （1）離婚が成立した日
- （2）婚姻が取り消された日
- （3）事実婚関係が解消したと認められる日（事実婚関係から引き続き法律婚期間を有する場合を除く）

ただし、年金分割の請求期限には以下の特例があります。

- （1）次の事例に該当した場合、その日の翌日から起算して6か月経過するまでに限り請求が可能です。
 - ① 離婚から2年を経過するまでに審判申立を行って、本来の請求期限が経過後、または本来請求期限経過日前の6か月以内に審判が確定した。
 - ② 離婚から2年を経過するまでに調停申立を行って、本来の請求期限が経過後、または本来請求期限経過日前の6か月以内に調停が成立した。
 - ③ 按分割合に関する附帯処分を求める申立てを行って、本来の請求期限が経過後、または本来請求期限経過日前の6か月以内に按分割合を定めた判決が確定した。
 - ④ 按分割合に関する附帯処分を求める申立てを行って、本来の請求期限が経過後、または本来請求期限経過日前の6か月以内に按分割合を定めた和解が成立した。

（2）既に離婚等が成立し、相手方が死亡した日から起算して1か月経過すると請求することができません。

記入上の注意点

○ 黒インクのボールペンでご記入ください。鉛筆や、摩擦に伴う温度変化等により消色するインクを用いたペンまたはボールペンは、使用しないでください。

○ 請求書の太枠  の中に必要事項をご記入ください。

請求書の記入方法等について

「請求する年金分割の種類」欄について

- 請求する年金分割の種類について、該当する数字を丸で囲んでください。
「合意分割」とは、当事者の合意または裁判手続により按分割合を定め、当事者の一方からの請求により、当事者間で厚生年金の標準報酬を分割するものです。
「3号分割」とは、国民年金の第3号被保険者であった方の請求により、平成20年4月1日以後の相手方の標準報酬を2分の1ずつ、当事者間で分割するものです。

「① 基本情報」欄について

- **当事者二人による共同の請求、当事者一方のみによる請求に関わらず、「請求者」欄、「配偶者であった方」欄の両方**をご記入ください。
- 旧姓がある方は、氏名欄にご記入をお願いします。「（3）氏名」欄および「（4）住所」欄のフリガナは、カタカナでご記入ください。
- 当事者二人による共同の請求の場合、「（4）住所」欄、「（5）電話番号」欄について、相手方に知られたくないときは、該当する欄に「別紙に記入」と記入のうえ、便せん等、別紙に氏名と併せて記入し、封筒等に入れて提出してください。
- 当事者一方のみによる請求の場合、配偶者であった方の個人番号（マイナンバー）または基礎年金番号が不明の場合は、「（1）個人番号（または基礎年金番号）」欄に「不明」と記入し、また、配偶者であった方の現住所が不明の場合は、「（4）住所」欄に「不明」とご記入ください。

「② 婚姻期間等」欄について

- 「（1）法律婚期間」欄は、標準報酬改定請求を行おうとする婚姻期間等における法律婚期間（婚姻の届出をした期間をいう。以下同じ。）をご記入ください。「婚姻した日」は、戸籍謄（抄）本に記載されている「婚姻の届出年月日」を記入し、「離婚した日または婚姻が取り消された日」は、戸籍謄（抄）本の「離

婚の届出年月日」等をご記入ください。なお、標準報酬改定請求を行おうとする婚姻期間等が事実婚姻期間（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった期間をいう。以下同じ。）のみの場合は記入不要です。

- 「(2) 事実婚姻期間」欄は、標準報酬改定請求を行おうとする婚姻期間等における事実婚姻期間の有無について該当する数字を丸で囲んでください。
- 「ア 事実婚第3号被保険者期間の初日」は、その事実婚姻期間のうち、夫（または妻）が、妻（または夫）の被扶養配偶者として第3号被保険者であった期間（当該期間が複数ある場合には、もっとも古い期間）の初日を記入し、「イ 事実婚関係が解消したと認められる日」は、事実婚関係を解消した日をご記入ください。
- 「ウ 事実婚第3号被保険者期間」は事実婚姻期間のうち、夫（または妻）が妻（または夫）の被扶養配偶者として第3号被保険者であった期間をご記入ください。記入欄が足りない場合は、⑦欄、⑧欄の備考欄にその続きをご記入ください。ご自身の第3号被保険者であった期間が分からない場合は、年金事務所 で記録を確認することができますので、年金事務所の窓口等でお尋ねください。

「③ ポータビリティ制度」欄について

- 厚生年金基金のポータビリティ制度を利用していない場合は「0. 利用していない」の数字を丸で囲んでください。利用している場合は「1. 利用している」の数字を丸で囲み、移換先の基金名をご記入ください。
- 当事者一方が請求する場合、配偶者であった方についてわかる範囲でご記入ください。

「④ 請求の意思確認」欄について

- 当事者二人による共同の請求の場合、「請求者」欄、「配偶者であった方」欄の両方をご記入ください。
- 当事者一方のみによる請求の場合、「請求者」欄のみご記入ください。
- 「(1) 請求の意思確認」欄は、標準報酬改定請求をする場合には必ず☑してください。
- 当事者の一方（配偶者であった方）が既に死亡している場合には、死亡した年月日をご記入ください。

「⑤ 按分割合」欄について

- （第3号被保険者期間にかかる分割のみの請求の場合は、この欄の記入は不要です。）
- 以下の書類に記載された按分割合をご記入ください。
 - ・公正証書（謄本または抄録謄本）
 - ・公証人の認証を受けた私署証書
 - ・按分割合を定めた確定審判、調停調書、確定判決、和解調書のいずれか（謄本または抄本）
- なお、記載された按分割合に小数点以下五位未満の端数がある場合は、これを四捨五入してください。

「⑥ 対象期間等に含まない期間」欄について

- （第3号被保険者期間にかかる分割のみの請求の場合は、この欄の記入は不要です。）
- 標準報酬改定請求を行おうとする婚姻期間等が、次の①または②に掲げるいずれかの期間と重複する場合、その「婚姻期間等から①および②の期間と重複する期間を除いた期間」が年金分割の対象期間となり、当該期間に基づき標準報酬を改定することになります。
 - ① 当事者二人以外の者（以下「第三者」という。）が、その二人のどちらか一方の被扶養配偶者として第3号被保険者であった期間
 - ② 当事者二人のうち、そのどちらか一方が、第三者の被扶養配偶者として第3号被保険者であった期間
- 「(1) 当事者以外の方との第3号被保険者期間」欄は、当事者以外の方との第3号被保険者期間の有無について該当する数字を丸で囲んでください。当事者一方のみによる請求の場合で、当事者の他方について上記の①または②の期間が不明の場合は、欄内に「不明」とご記入ください。
- 「(2) 当事者以外の方の氏名等」欄は、当事者以外の方との第3号被保険者期間について該当する数字を丸で囲み、当該第三者の氏名（必ずフリガナもご記入ください。）、生年月日、基礎年金番号をご記入ください。第三者の生年月日、基礎年金番号が不明の場合は、「不明」とご記入ください。
- 当事者二人の間で年金分割を行った後に、①または②に該当する第三者がいることが明らかになった場合は、年金分割が無効になることがありますので、ご注意ください。
- 当事者の二人が共同で請求する場合、第三者に関する回答について、便せん等、別紙に氏名等と併せて記入し、請求書に添えて提出することができます。この場合は、請求書の該当する欄に「別紙に記入」とご記入ください。

「⑦ 請求者の婚姻期間等に係る資格記録」欄および「⑧ 配偶者であった方の婚姻期間等に係る資格記録」欄について

- それぞれの婚姻期間等に係る資格記録について、できるだけ詳しく正確にご記入ください。

《 記入例 》

詳しくわからないときでも、年月まであるいは何年の夏とか冬までといったようにご記入ください。

詳しくわからないときでも、都市区名まではご記入ください。

事業所名称（支店名等）、船舶所有者名称または共済組合名称等	勤務期間または国民年金の加入期間	加入年金制度（任意給保）	事業所（船舶所有者）の所在地または国民年金加入当時の住所
1 (有)〇〇商店	(自)昭和50年 4 月 1 日 (至)昭和61年 3 月 31 日	国民 給保 厚生 共済	台東区 台東 2-X
2 国民年金	(自)昭和61年 4 月 1 日 (至)平成6年 9 月 30 日	国民 給保 厚生 共済	杉並区 高井戸西 3-X-X
3 △△科学(株)	(自)平成6年 10 月 1 日 (至)平成15年 3 月 31 日	国民 給保 厚生 共済	江東区 亀戸 5-X-X
4 △△科学(株) 大阪工場	(自)平成15年 4 月 1 日 (至)平成27年 3 月 31 日	国民 給保 厚生 共済	大阪市 東区 谷町 9-X
5 (株)□□産業	(自)平成27年 4 月 1 日 (至)継続中	国民 給保 厚生 共済	豊島区 東池袋 3-X-X
備考			

請求書に添えなければならない書類

- ①欄（1）に記入した個人番号または基礎年金番号を確認できる以下の書類
 - ・個人番号を記入したとき
マイナンバーカードを提示してください。お持ちでない場合は、以下の①および②を提示してください。※1
 - ① 個人番号が確認できる書類：個人番号の表示がある住民票の写し、通知カード（氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る）
 - ② 身元（実存）確認書類：運転免許証、旅券、身体障害者手帳、療育手帳、在留カードなど※2
 - ・基礎年金番号を記入したとき
基礎年金番号通知書または基礎年金番号を明らかにすることができる書類を提示してください。※3
 - ※1 郵送で提出する場合は、マイナンバーカードの表・裏両面、または①および②のコピーを添付してください。
 - ※2 上記以外の②身元（実存）確認書類については、最寄りの年金事務所へお問い合わせください。
 - ※3 郵送で提出する場合は、コピーを添付してください。
- 当事者双方の身分関係（婚姻期間等）を明らかにできる以下の書類のうちいずれかひとつ
 - ・戸籍の謄本
 - ・当事者それぞれの戸籍の抄本
 - ・戸籍の全部事項証明書または当事者それぞれの戸籍の個人事項証明書（住民票の写しにより代えることはできません。）
- （注）請求日から6か月以内に交付されたものを提出してください。事実婚関係にあった期間を有する方や事実上離婚したと同様の事情にあると認められる場合により請求をされた方は、これらに加え、事実婚関係を明らかにする書類や事実上離婚したと同様の事情にあると認められることを明らかにする書類が必要となりますので、詳細については年金事務所にお問い合わせ下さい。
- 請求日前1か月以内に作成された当事者（第3号被保険者にかかる分割のみの請求の場合は、配偶者であった方）の生存を証明することができる書類（戸籍の抄本、住民票（コピー不可）等。なお、請求書に個人番号を記入することで書類を省略できます。ただし、海外居住者等は除きます。）
- （注）2の書類で確認できる場合は必要ありません。
- 当事者の一方が死亡した場合（第3号被保険者にかかる分割のみの請求の場合は、配偶者であった方が死亡した場合）は、死亡者の死亡の事実および死亡年月日を証明することができる書類（戸籍の抄本、住民票（コピー不可）等）
- （注）2の書類で確認できる場合は必要ありません。